

## 町田市いじめ問題調査委員会からの答申等について

2020年11月に発生した、市内小学校に在籍した小学6年生の自死事案について、町田市いじめ問題調査委員会から、以下のとおり答申等がありましたので、報告します。

### 1 答申等日時

2024年2月21日（水）

答 申 13：30～13：48

記者会見 14：56～15：51

### 2 答申概要

別紙（報告書概要）のとおりに記載されています。

### 3 その他

別紙（報告書概要）については、2024年3月31日までホームページにて公表

## 2021年11月22日付諮問への「報告書」の概要

### 町田市いじめ問題調査委員会

以下、報告書の構成をそのまま踏襲せず、報告書の概要を述べる。なお、報告書は、いじめ防止対策推進法をふまえ、①同法のいじめの定義を前提としていること、②あくまで再発防止を目的としており、誰かの責任を追及するためのものではないこと、をお断りしておく。

#### 第一、「いじめ」の有無及び「いじめ」と自死との因果関係について

##### 一、「いじめ」の有無

調査委員会は、複数のいじめがあったと認定した。その内容は後述する。

##### 二、「いじめ」と自死との因果関係

①認定したひとつひとつのいじめが自死の原因となったのではなく、安全安心な学級が形成されず、長期間人間関係のストレスにさらされたことが、亡くなった児童（X）が心を弱らせる一因となった。

②学校及び家庭の適切かつ十分な対応によって自死を防げた可能性は否めない。

③重大事態の原因は複合的なものであり、学校要因も一因ではあるが、これのみが自死の原因とは特定できない。

#### 第二、諮問事項ごとの報告書の概要

##### 一、対策委員会の調査内容の検証及び調査結果の評価

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、遺族に寄り添った対応を求め、事務連絡をはじめ、議事の内容等を遺族に報告することを求めている。

しかし対策委員会は、遺族対応において、適時に適切な連絡を行うなどしなかった（この点で、ガイドラインに沿った対応をしたとは言いがたい）。そのため、遺族からの聴取りが実現せず、調査にも支障をきたしたと考えられる。

## 二、X（本件児童）の自死にかかる事実関係の解明

### 1、Xの生育歴

Xは、明るく元気で物おじしない、はっきりものが言える子どもだった。体育や図画工作、お菓子作りなどが好きで、複数の習い事をするなど、充実した生活を送っていたように見える。他方、繊細な一面も持ち合わせ、図書館で1人で過ごすなど静かに過ごすことも好んでいた。

### 2、Xの、学校での人間関係

#### （1）Xの所属していた学年の状況

Xは、3年生頃から続いていた「くっついたり離れたり」「お互いの悪口を言い合う」女子グループ内のトラブルを経験する中で（Xは仲間はずれにされることもあれば、中心メンバーと一緒に他のメンバーを仲間はずれにすることもあった）、少なくとも4年生頃から、女子グループ内での人間関係について悩んでいた。5年生の間もクラスの女子グループで同様のトラブルが続いていた。そこで教員らは、児童らが6年生に進級する際、グループの中心であったA、B、Eを別々のクラスに分ける形でクラス替えを行った。

6年生に進級して以降の当該女子グループの状況について教員らは、5年生の時よりも落ち着いており、トラブルは減ったと認識していた。

なお、7月末に児童相談所がY小学校を訪問しXと面談したが、その際に学校は、家庭で母親がXの子育てで困っているといった話を聞いている。

## (2) A、Bを含むグループとXとの関係

Xは、A、Bと友人関係にあった。しかし、上記のような関係性で、4年生の時、A、Bを含むグループのメンバーからXへの悪口等がありXは苦痛を感じていた。基本的なつながりが、「悪口を言い合う」「くっついたり離れたりを繰り返す」ところにある友人関係は、ストレスが大きく、苦痛を感じることも多かったと推測される。

5年生になってからもXは、A、Bらと楽しく遊んだり相談できたりもするが、同時に、悪口を言われたり、仲間はずれにされることもあり、ストレスや苦痛を感じることも多かったと考えられる。

6年生の6月、コロナによる一斉休校が明けて新学期が始まって以降、A、B、Xが休み時間にブランコで一緒に遊ぶ姿が目撃された。他方でAは、後述する「殺し方ノート」を記載したり、BやEらに対し、Xやその他児童について「うざい」「死ね」などと言ったり、書いていた。

後述するA、BのXに対する「ドッキリ」やチャット等での悪口などから、Xは一時期A、Bと距離を置くようになるが、9月14日にはA、Bが、Xにドッキリやチャット等での悪口について謝罪し、Xがこれを受け入れた。その後、ぎくしゃくしながらも10月末から11月初め頃には、Xは、A、Bらの元のグループに戻った。

## (3) C、Dを含むグループとXとの関係

5年生時までは、XとC、Dとは、所属するグループも異なり、交流はほとんどなかった。

6年生の7月頃、A、BがXに対して「ドッキリ」（バラエティ番組での、人を驚かせてそのリアクションを楽しむ企画から転じて、同様の手法の個人間でのイタズラをこのように呼ぶ。）をするようになったことで、C、Dは、Xを心配して声をかけ、これをきっかけに、3人は話すようになった。その後、夏休み明けから9月10日の心のアンケート記載までの間に、

AとBとがチャット等でのやりとりの中で「Xの悪口」を書き、これをXがたまたま目にした際に、XがC、Dに相談して一緒に書込みを確認し、担任に相談した。こうしたことから、Xは、C、Dらのグループと一緒に過ごすようになり、親しくなった。

その後、上述のように10月末から11月初め頃には、Xは、Bらの元のグループに戻った。そのため結果的にC、Dと疎遠になってしまったが、Xには、C、Dと距離を置くつもりはなかったと思われる。

#### (4) A、BのXに対する「いじめ」行為の有無やその内容等

本調査委員会は、以下の①～③がいじめ防止対策推進法の「いじめ」に該当すると判断した。

①ドッキリ：例えば「縁切りドッキリ」とは、友人関係を解消すると通告し、後に「ドッキリでした～」と遊びやふざけのように装うものである。7月から9月の間にXに対してこうした「ドッキリ」が少なくとも5、6回行われている。

②チャットでの悪口：AとBとがチャットでのやりとりの中で「Xってほんとうにうざいよね」「死んでほしい」などというやりとりをし、たまたまXはこれを見ている。

③マスクを取ること：A、Bが、Xが嫌がっているにもかかわらず無理にマスクを顔から外していた。

④「Xのころしかた」というノートの記載：これについては、Xがこの記載を読んだとは認定できないし、読む可能性も低いと推測できたため、いじめには該当しない。

※ (②について)

いわゆる「ネットいじめ」とは、インターネット上で、誹謗中傷や特定の人間を傷つけ侮辱する言葉や虚偽の情報を流す、本人の承諾が無いまま写真を公開し拡散させる（肖像権の侵害）、SNSなどのダイレクトメッセージ機能等を用いて相手を侮辱・誹謗中傷・脅迫するようなメッセージを送る、特定の人になりすまして他の誰かに悪質なメッセージを送る、また、ライングループ

ープなど同一アプリ上のコミュニティにおける発言の無視や一斉退室を行うなど、デジタル技術を使用したいじめである。こうしたネット上での言動は、匿名性が高く手軽に書き込みが出来るため、加害者にとっては罪悪感を抱きにくく、被害者にとっては大きな心理的苦痛を感じる、また不特定多数に内容を拡散され半永久的に残るといった特徴がある。これに対し、本事案での「チャットの書き込み」は、（Xが見ることが想定されない）A、B間でのチャットにおいてXの悪口が書かれたのを偶然Xが見た、というものであって、上述した典型的なネットいじめとは全く異なる態様のものである。（甲と乙が、丙に聞かれることはないと思って丙の悪口を言っていたところ、通りかかった丙がそれを聞いてしまった、というような事案に近い。）したがって、本件について「タブレット端末がいじめの温床となっていた」などと述べることは適切ではないと思われる。

#### （5）C、DのXに対する「いじめ」行為の有無やその内容等

10月末か11月初め頃、C、Dが、Xと一緒に帰ろうと約束した後で、Gら男子にXと話をしてもらっている間に、別ルートから帰ってしまう、ということがあった。このときのC、Dには、（A、Bらの元のグループに戻ってしまった）Xへの失望や、A、Bには近づきたくないといった気持ちはあったとしても、Xに苦痛を感じさせるつもりはなかったと推測される。しかし、Xに「一緒に帰れないのはC、Dの悪口を言っているBと一緒に帰りたくないからだ」と正直な理由を伝えるなど、よりXの心情に配慮する方法も考えられたにもかかわらず、一緒に帰ると約束をしておきながら、男子に頼んでXに話しかけてもらっている間に、下校のタイミングをずらして帰っている。このC、Dの言動は、いじめ防止対策推進法のいう「いじめ」に該当すると判断した。ただし、この行為については、「社会通念上のいじめ」（「ドッキリ」などはこれに相当するだろう）とは質的に異なると考えられる。

※（法令上のいじめと社会通念上のいじめ）

一定の人間関係において相手が苦痛を感じることを認識しつつあえて心理的・物理的な攻撃を行うことを「社会通念上のいじめ」というとすると、いじめ防止対策推進法の定める「法令上のいじめ」はそれよりはるかに広く、好意で行った言動や悪気なく行った言動などであっても、言われた側が心身の苦痛を感じれば「法令上のいじめ」に該当する。

このように「法令上のいじめ」と評価できる言動の幅は非常に広く、犯罪行為に相当するものから、民事上の不法行為にさえあたらないものまでが含まれる。民事上の不法行為に当たらない言動であっても教育的な関わりの対象にはなりうるが、こうした言動を取り上げて法的な責任を追究することはできない。文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」5頁が、悪気なく行った言動等で相手に苦痛を与えたような場合（この場合でも法令上のいじめには該当する）については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することが可能である、としているのは、このような定義の広汎さをふまえている。

#### （6）加害者の特定できないXに対する「いじめ」行為の有無やその内容等

行為者が特定できないが、Xの悪口を書いた紙を机に入れる、ということがされており、このことも「いじめ」に該当すると判断した。

### 3、Xの、家庭やその他の場での人間関係

#### （1）家庭

報告書では約4頁にわたり、家庭に関する記載があるが、遺族のプライバシー・心情に配慮し、公表しない。

#### （2）学校や家庭以外での人間関係

Xは、5年生から6年生の夏休みの終わりまで通っていた塾の1つ年上の友達と5年生時の

8月から12月頃まで交換日記をしていた。この交流は良好なものであり、学校での友人関係の悩みなど相談していた。

その他、特に問題となる交友関係などは、確認できなかった。

#### 4、「いじめ」と自死との因果関係

①報告書で認定したひとつひとつのいじめが自死の原因となったのではなく、安全安心な学級が形成されず、長期間人間関係のストレスにさらされたことが、心を弱らせる一因となった。

②いじめがあったとしても、学校及び家庭の適切かつ十分な対応によって自死を防げた可能性は否めない。

③重大事態の原因は複合的なものであり、学校要因も一因ではあるが、これのみが自死の原因とは特定できない。

### 三、自死に対するY小学校及び市教委の対応についての検証

#### 1、Y小学校の調査報告書の作成について

本件では、Xが自死をした当日に、遺族からいじめが原因との疑いがあるとの申し出があったのであり、法によれば、28条調査とすべき事案であった。

Y小学校が実施したいわゆる初期調査は、報告を受けた当日から市教委と連携を取り、資料収集や聞き取りの準備に迅速に着手し、12月中には教員及び児童の聞き取りを終了させている。聞き取りにあたっては、第1段階は、市教委と相談の上質問票を準備し、日常的に児童らと接しその特性を把握している担任から行い、特に詳細な聞き取りが必要と判断した児童らについては、改めて複数の教員が担当して実施し、聞き取った内容のメモをできるだけ当日中にデータ化して保存するなど、公平・適正に行う配慮がされていた。

Y小学校の調査報告書は、9月の時点で問題となったいじめのみに言及し、10月以降はい



じめは確認できなかったとし、いじめと自死との因果関係については触れていない。これらは不十分といわざるをえない。

## 2、遺族への対応について

学校は、10月以降のいじめはなかった、いじめと認定した事実との因果関係はないという結論を繰り返し述べており、遺族側が知りたいと願う（いじめと認定するか否かにかかわらず）どんなできごとがあったのかを説明するという対応ではなく、この点でも不十分と言わざるを得ない。

## 四、Y小学校のICT教育の推進のあり方の検証

### 1、機器の操作、情報モラルなどの指導について

他児童のアカウントを無断で閲覧したり、なりすましたりすることを誘発しうるにもかかわらず、全児童のパスワードを共通とし、かつ、そのリスクへの対応が十分でなかったことは問題である。

### 2、ICT機器やデータの管理及び事故対応マニュアル

事故が発生した場合に備えた教員向けのマニュアルが整備されていなかったことも問題である。

## 五、同種の事態の再発防止のために町田市及び市教委が執るべき措置の検討

### 1、いじめ防止のために

- (1) 誰もが安心して通える学級・学校づくり
- (2) いじめの透明化・潜在化への注意と対応
- (3) 教員のスキルアップと組織的な対応

- (4) 児童らの相談窓口の設置と教員との情報共有
- (5) 保護者との連携
- (6) 学校以外の地域での居場所の提供と地域でのネットワーク
- (7) 専門機関との連携
- (8) いじめへの対応のための教員の増員及び専門部の設置

## 2、いじめ発見・解消後の対応について

いじめが解消している状態と判断するための2つの要件が満たされているかどうかを慎重に判断する必要がある。

また、常にいじめの潜在化の可能性を考えて、学校、家庭、地域の関連機関が連携していじめの被害児童生徒を見守り、いつでも信頼して相談してもらえるように努めることが求められる。

## 3、＜重大事態＞への対応

- (1) ガイドラインに沿った対応を心がける
- (2) 遺族から自死といじめの関係が指摘された場合は、28条調査とすべき
- (3) 調査主体の公平性の確保
- (4) 遺族への配慮
- (5) 調査経過・結果の説明とその仕方について
- (6) 調査開始にあたっての協議、確認等

## 4、ICT教育とSNSの問題

- (1) 児童へ機器操作はもとより情報モラル等の基本を徹底して教育すること
- (2) アカウント、パスワード、使用アプリや取り扱う情報の管理を意識的に行うこと

(3) 対応マニュアルの作成など、事案が起こった場合の対応の準備

(4) 専門家や保護者など学校内外との連携